

ひと ひと
女性と男性が奏でるシンフォニー

おとふけ男女共同参画プラン (素案)

2015 - 2024
(平成27年度 - 平成36年度)

音 更 町

はじめに

現在では、少子高齢化の進展や人口減少問題、地域や家庭に対する価値観の多様化、景気の長期的低迷による経済格差など、私たちを取り巻く環境はめまぐるしく変化している状況にあります。このような中で、女性であっても男性であっても社会のあらゆる分野でその個性と能力を存分に発揮し活躍できる男女共同参画社会の実現は、これからの音更町の将来にとって欠かせない大きな課題です。

国では、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定、翌年には「男女共同参画基本計画」を策定し、さらに翌年には内閣府に「男女共同参画局」を設置し、推進体制を整備しました。また、北海道では、平成13年に「北海道男女平等参画推進条例」を制定し、平成14年には「北海道男女平等参画基本計画」を策定するなど、男女共同参画に関する施策が推進されています。

音更町では平成18年に「音更町まちづくり基本条例」を制定し、まちづくりを進めるに当たっては男女共同参画を基本とすることを決めました。また、音更町の各種計画の中でも最も上位の計画である「第5期音更町総合計画」においても男女共同参画を施策として位置づけ、性別を問わず誰もが能力を發揮してあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現を目指すこととしています。

おとふけ男女共同参画プランは、男女共同参画社会の実現を目指すための具体的な目標や取り組みなどを定めたものです。今後はこのプランに基づいて誰もがいきいきと暮らすことのできる社会を目指し、一步ずつ着実に進めてまいりたいと考えておりますので、町民の皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、このプランの策定に当たりご尽力いただいた音更町男女共同参画計画審議会の皆さんや町民アンケートなどでご協力いただいた町民の皆さんに心から感謝を申し上げます。

平成 年 月

音更町長 寺 山 憲 二

サブテーマ：「^{ひと}女性と^{ひと}男性が奏でるシンフォニー」

音更町の「音」にちなみ、シンフォニー（交響曲）が様々な楽器の響き合いにより、ひとつの曲となるように、女性と男性それぞれが持つ個性や能力を發揮し、誰もがいきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現を目指すもの。

目 次

第1章 プランの基本的な考え方

- 1 プラン策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 プランの目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 プランの性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 4 プランの期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第2章 プランの基本目標

- 1 プランの基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2 プランの体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第3章 プランの基本方向

基本目標1 人権の尊重を基本とする男女共同参画の意識づくり【意識づくり】

- 基本方向1 男女平等の視点に立った教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 基本方向2 男女共同参画の啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 基本方向3 男性にとっての男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 基本方向4 女性の人権を尊重する認識の浸透・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

基本目標2 男女がともにあらゆる分野に参画できるまちづくり【まちづくり】

- 基本方向1 政策・方針決定過程への女性の参画促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 基本方向2 まちづくりにおける男女共同参画の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

基本目標3 男女がともにいきいきと働ける環境づくり【働く環境づくり】

- 基本方向1 男女がともに働くための環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- 基本方向2 子育て支援・介護支援体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 基本方向3 就労における男女平等の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
- 基本方向4 就業機会の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
- 基本方向5 経営活動等における男女共同参画の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

基本目標4 男女がともに心豊かに安全に安心して暮らせる環境づくり【生活環境づくり】

- 基本方向1 女性に対するあらゆる暴力や嫌がらせの根絶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
- 基本方向2 健康づくり・食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
- 基本方向3 誰もが安心して暮らせる環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
- 基本方向4 生涯学習の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

第4章 プランの推進管理

- 1 推進体制・・・38
- 2 進捗管理・・・38

第1章 プランの基本的な考え方

1 プラン策定の趣旨

平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」では、少子高齢化の進展や社会経済情勢の急激な変化に対応していく上で、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけ、国や地方公共団体、国民の役割を明らかにし、総合的かつ計画的に推進する責務を明らかにしました。また、北海道においても、平成13年に「北海道男女平等参画推進条例」を制定するなど、男女共同参画社会の実現を目指して様々な取り組みを行っています。男女共同参画に対する社会全体の意識は浸透してきてはいるものの、依然として*性別による固定的役割分担意識や社会的慣行が根強く残っているのが実態です。

近年では、*ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）や女性の再就業、さらには、少子高齢化の進行に伴う家族形態や労働環境の変化、女性に対する暴力の問題など新たな状況への対応も求められています。

今後、町民一人ひとりが夢と希望を持って、いきいきと豊かな生活を送ることが出来る真の男女共同参画社会の実現のため、このプランを策定するものです。

2 プランの目的

このプランは、男女共同参画社会の実現の基本的な考え方と取り組みの方向性を示すための計画であり、町民、事業者、行政など、地域が一体となって取り組むための施策を明らかにし、具体的な行動を推進していくための指標とするものです。

3 プランの性格

このプランは、本町における男女共同参画社会の実現に向けた4つの基本目標とその目標を達成するための基本方向及び施策の方向について明らかにするものです。

策定に当たっては、国の「男女共同参画基本計画」、北海道の「北海道男女平等参画基本計画」及び本町の「第5期音更町総合計画」を踏まえるとともに、本町における男女共同参画町民アンケートの結果や音更町男女共同参画計画審議会での意見を基に、町民の皆さんから幅広く意見を聴取し、プランへの反映に努めています。

4 プランの期間

平成27年度から平成36年度までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化などに応じて必要な見直しを検討します。

* 性別による固定的役割分担意識：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

* ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても子育て期、中高年期といった人生の各階段に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

第2章 プランの基本目標

1 プランの基本目標

このプランでは、次の4つの基本目標を定め、その下に15の基本方向、更に36の施策の方向を定め、音更町における男女共同参画社会の実現に向け、各分野の施策を総合的に推進します。

基本目標1 人権の尊重を基本とする男女共同参画の意識づくり

【意識づくり】

我が国では、性別による固定的役割分担意識が個人の主体的な選択や自己実現を難しくしている状況が続いており、このような状況を乗り越え、個人が各々の意思や能力に基づき、性別にかかわらず、誰でも主体的に学び・働く機会を得られる社会の実現が期待されてきました。

本町の第5期総合計画では「豊かな大地に広がる笑顔 今も未来も 住み続けたいまち おとふけ」をまちの将来像として、その実現のため、5つの基本目標を掲げました。

その基本目標の一つである「町民の力で動く、協働のまち」には、「男女を問わずいろいろな世代の町民が参加する協働によるまちづくりを進めます」と謳われており、性別を問わず誰もが能力を発揮してあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現を目指して、取り組みを進めてきました。

男女共同参画社会の実現には、性別による人権の侵害や女性への暴力など男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の予防と根絶に向けた意識づくりが必要です。そのためには、男女の人権を尊重する認識を社会でより深めていくことが求められています。家庭、学校、地域における男女平等の視点に立った教育の推進や社会の様々な場面に男女が参画することの大切さを伝え、町全体で取り組むべき課題であることを浸透させることがとても重要です。

また、男女共同参画は、多様な価値観に基づき、様々な生き方を自ら選択することを可能にするものであることから、男性にとっても大切なものであり、男性に対する男女共同参画の意義についても理解を深めていく必要があります。特に、男性が家事、子育て、介護などの家庭生活に参加しやすい社会的機運の醸成を図ることは、男女共同参画社会の形成にとって重要な取り組みの一つです。

これらの実現に向けて、町内にある帯広大谷短期大学などと連携して調査研究を進め、広報・啓発活動を通じて、人権の尊重を基本とする男女共同参画の意識づくりを進めます。

《基本方向》

- (1) 男女平等の視点に立った教育の推進
- (2) 男女共同参画の啓発
- (3) 男性にとっての男女共同参画の推進
- (4) 女性の人権を尊重する認識の浸透

基本目標 2 男女がともにあらゆる分野に参画できるまちづくり

【まちづくり】

本町では、平成18年に「音更町まちづくり基本条例」を制定し、その中で「町は、まちづくりを進めるに当たり、男女の共同参画を基本とし、そのために必要な措置を講ずるものとする（第13条）」として、男女共同参画をまちづくりの大きな柱の一つとして決めました。本町は北海道の町村で最も人口が多いまちであり、多様な住民ニーズに対応するためには、幅広い年代における男女それぞれの視点が不可欠であると考えられます。

本町は、変化の著しい社会経済情勢に対応しながら、先人から受け継いだ発展を基礎とし、性別、年代などの多様性に配慮したまちづくりを推進してきました。意思決定の場に女性の視点を反映させることは、多様な考え方や個々の生き方を互いに認めあうまちづくりを進める上でとても重要です。

男女があらゆる分野に参画できる社会を築き上げるためには、個人の意思や能力に応じ、政策・方針決定の過程に女性を積極的に登用することで、女性が働きやすい社会の実現を図ることが大切です。特に、町が設置する審議会等への女性登用の促進は、男性だけでなく女性の視点からの意見を反映することにより、地域社会の新たな課題の発見や解決が期待できます。

また、地域における女性リーダーの支援や育成、コミュニティ活動への参加など、女性も男性も積極的にまちづくりに関わることのできるような施策を講じていくことが必要となります。

さらに、本町の主要産業の一つである観光分野では、女性の視点を導入した魅力ある観光地づくりに努め、交流人口の増加に向けて、あらゆる世代の男女が主体的に積極的な意見を交換できる機会を設けることが必要です。男女共同参画の視点を取り入れ、将来にわたり地域とともに安定した発展を遂げられる観光地づくりを進めるなど、男女がともにあらゆる分野に参画できるまちづくりを進めます。

《基本方向》

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- (2) まちづくりにおける男女共同参画の促進

基本目標 3 男女がともにいきいきと働ける環境づくり

【働く環境づくり】

男女がお互いの意思に基づき、性別の違いを尊重しつつ、様々な状況に応じて仕事と家庭生活を両立することは、ライフスタイルが多様化している今日においてとても重要です。

性別による固定的役割分担意識により女性だけが子育てや介護を負担している状況を打開するためには、男女がともに支えあうことが必要です。社会がワーク・ライフ・ balan

スについての理解と普及に努め、地域の様々な機関と連携しながら働く環境を整えていくことは、女性の社会参加を推進する上で不可欠なものと考えられます。

一方で、依然として、女性が自らの意思に基づいてその能力に応じた就業機会を得ることが困難な状況があることも事実です。働く意思や能力のある人が、女性というだけで希望の職種に就くことができず、自らの意思に反して仕事を辞めなければならないとしたら、それは多様な価値観を分かちあうことで達成される男女の協働を損なうこととなります。

男女共同参画の推進において、女性の働き方を考えることは男性の働き方を考えることにもなります。

本町では、子育て支援や介護支援サービスの提供、相談窓口の設置など、サポートの充実を図ることで、仕事と家庭が調和した暮らしを男女がともに達成できるまちづくりを推進します。

また、女性の起業支援や再チャレンジ支援の充実を図ることや、本町の基幹産業である農業における6次産業化の促進においても男女の視点の導入に努め、男女がともにいきいきと働ける環境づくりを進めます。

《基本方向》

- (1) 男女がともに働くための環境整備
- (2) 子育て支援・介護支援体制の充実
- (3) 就労における男女平等の促進
- (4) 就業機会の促進
- (5) 経営活動等における男女共同参画の促進

基本目標 4 男女がともに心豊かに安全に安心して暮らせる環境づくり

【生活環境づくり】

近年、配偶者やパートナー間での暴力（*ドメスティック・バイオレンス）が社会問題となっています。被害者は女性である場合が多く、同時に若年化が進む傾向にあることから、性別によるお互いの違いを適切に理解し、相手を思いやる心を育成する機会を設けることが重要です。いかなる場合でも暴力は重大な人権侵害であり、男女間の暴力は根絶しなければならないという社会的認識の徹底を図るため、関係機関と連携し、その予防と根絶に向けた取り組みを推進します。

ストーカー行為やセクシャル・ハラスメントなどの性的な暴力や嫌がらせへの対応についても、これらが犯罪行為であるとの認識を深める必要があります。男女は対等・平等であり、暴力等によってその関係が毀損され、個人の尊厳が侵害されることはあってはならないことから、暴力や嫌がらせに対する予防とともに、被害者への相談窓口や支援体制の強化を図ります。

* ドメスティック・バイオレンス（DV）：家庭内における暴力行為。夫や恋人など近い関係にある男性から女性への暴力。特に近年は若年層における男女間での暴力をデートDVと呼んでおり対策が急がれる。暴力とは身体的な暴力行為のほか、精神的、性的暴力も含む。

また、すべての男女がいきいきとした生活を送るためには、心身の健康保持が重要であることから、母子・父子保健の充実や、食育による食を通じた健康づくりを進めます。食育は、健康づくりのほかにも、家庭における男女の役割を考えるきっかけになるとともに、地産地消を推進することによって地域の活性化や郷土愛の育成にも結びついていくため、あらゆる世代の男女にとって重要な取り組みです。

男女共同参画社会の実現には、あらゆる世代がお互いを思いやり、多様性を認識しあい、他者を尊重しあう社会を形成することであり、高齢者や障がいをもった人たちへの社会参画や自立支援を推進することが必要です。

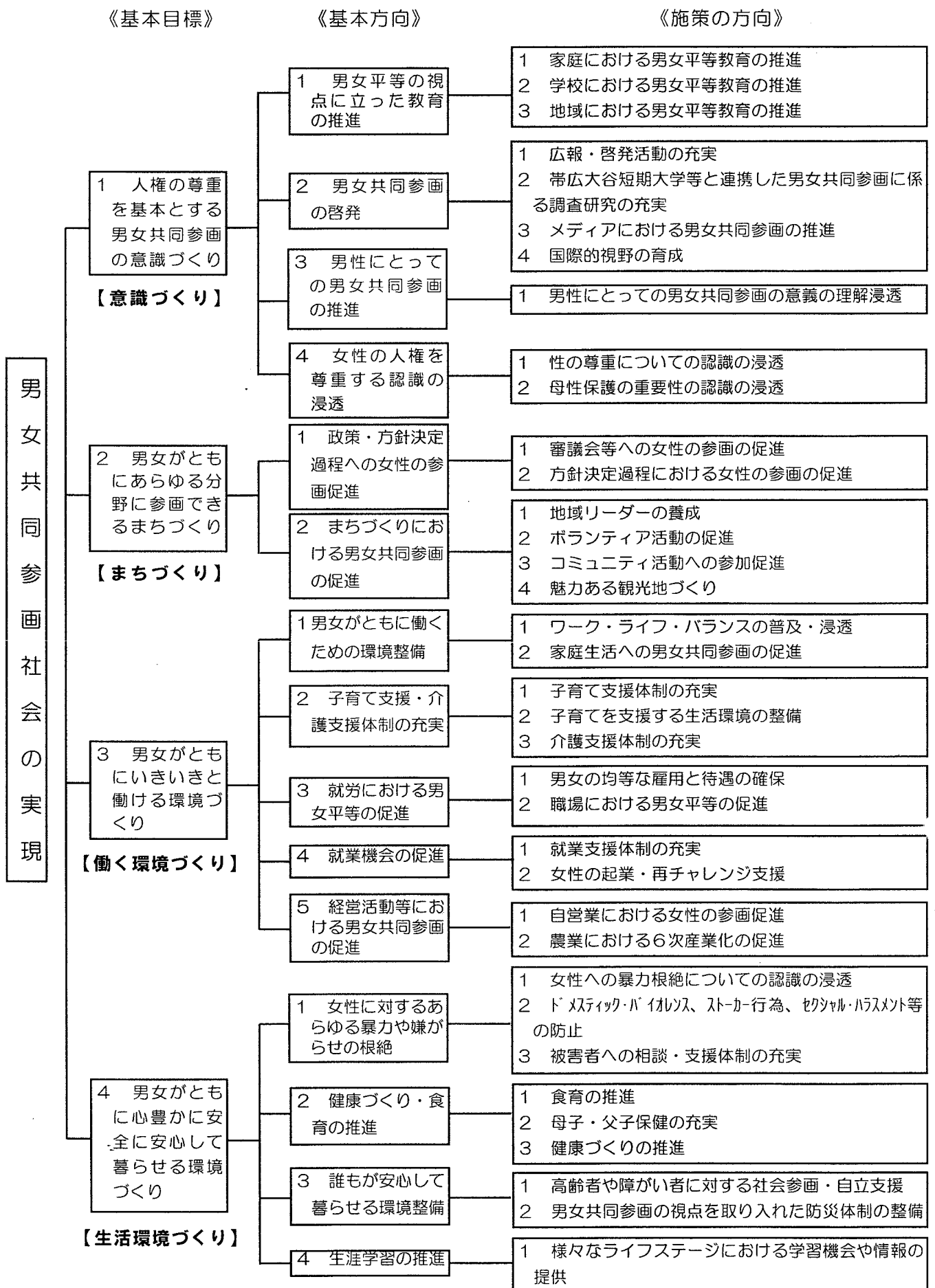
また、東日本大震災以降、男性だけでなく女性の立場を考慮した防災体制づくりが求められていることから、災害時における男女双方の視点を取り入れた防災体制を整備します。

さらには、性別を問わず誰もが自身の意思に応じた能力を発揮するために、様々なライフステージにおける学習機会の提供を行うなど、男女がともに心豊かに安全に安心して暮らせる生活環境づくりを進めます。

《基本方向》

- (1) 女性に対するあらゆる暴力や嫌がらせの根絶
- (2) 健康づくり・食育の推進
- (3) 誰もが安心して暮らせる環境整備
- (4) 生涯学習の推進

2 プランの体系



第3章 プランの基本方向

基本目標1 人権の尊重を基本とする男女共同参画の意識づくり

【意識づくり】

《基本方向1》男女平等の視点に立った教育の推進

憲法では、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」として基本的人権の尊重が保障されています。また、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第2条）」であり、男女が人権の尊重を基本とし、個人の尊厳と男女平等の意識を高めることが必要となります。しかしながら、長らく浸透してきた性別による固定的役割分担意識によって、性別にかかわらず個人の個性や能力を発揮することが妨げられてきたことは否めません。そのため、従来の社会慣行にとらわれることのない男女平等の視点を基軸とした教育に取り組み、家庭、学校、地域において、子どもから高齢者まで男女共同参画社会の正しい理解の形成に努めます。

【施策の方向1】家庭における男女平等教育の推進

家庭における教育は、性別による固定的役割分担意識など、子どもの意識の醸成に大きく影響を与えることから、家族がお互いに尊重し協力し合えるよう、男女平等の視点に立った家庭教育の学習機会を提供し、意識啓発を行います。

○主な取り組み

- ①家庭内における性別による固定的役割分担意識による慣行を見直すため、講演会やセミナーなどを開催し、意識啓発を図ります。
- ②保護者などに対し、男女平等の視点に基づいた家庭教育に関する学習機会を提供します。

【施策の方向2】学校における男女平等教育の推進

学校は、児童生徒が一日の多くの時間を過ごす場であり、その意識形成に重要な役割を果たしています。発達段階に応じた男女平等教育と、一人ひとりの個性や能力に合わせた適切な指導の充実を図ります。

○主な取り組み

- ①人権を尊重する意識の醸成と実践力の育成のため、男女の平等、相互の理解・尊重・協力について様々な教育活動を通して推進します。

- ②児童生徒が主体的に進路・職業の選択ができるよう、家庭と学校の連携を密にした指導の充実に努めます。

【施策の方向3】地域における男女平等教育の推進

地域において、性別による固定的役割分担意識を是正し、多様なライフスタイルを認め合い、他の人々と共生しながら自分らしさを大切にしていけるよう、人権意識の啓発を図ります。

○主な取り組み

- ①男女が生涯を通じて個人の尊厳と男女平等の意識を高め、それぞれの個性や能力を十分発揮できるよう、各種講座の開催など学習機会を提供します。
- ②町内会や各種団体などと連携し、男女共同参画社会の正しい理解浸透に努めます。

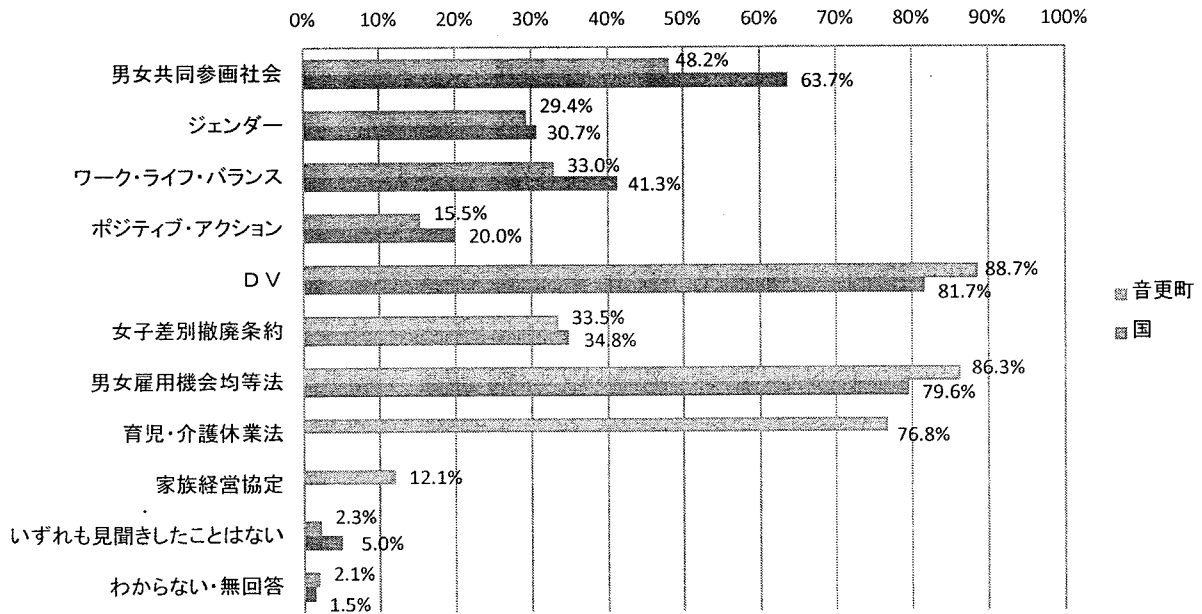
《基本方向2》男女共同参画の啓発

平成25年度に実施した「音更町男女共同参画に関する町民アンケート（以下「町民アンケート」といいます。）」では、「男女共同参画社会」という用語の本町における認知度は48.2パーセントであり、国の63.7パーセントに比べて、非常に低くなっています〔図表1〕。

従来のような慣習や慣行の見直しを図り、男女共同参画の認識を深めるため、広報・啓発活動の充実に努めます。

関係法令や計画の周知を図るほか、町内の帯広大谷短期大学などとの連携により町民意識の調査研究を行い、本町の実態に合った施策を展開していきます。また、町の広報紙等においては、男女共同参画の意識形成に資する情報提供に努めるとともに、適切な啓発活動を進めます。

図表1 見たり聞いたりしたことがあるもの



資料：平成25年度音更町男女共同参画に関する町民アンケート結果より

【施策の方向1】広報・啓発活動の充実

長い歴史の中で培われ、依然として人々の意識や行動、社会の慣習・慣行に根強く残っている性別による固定的役割分担意識の是正に向け、広報・啓発活動を通して、男女共同参画意識を町民の間に浸透させるための取り組みの充実を図ります。

○主な取り組み

- ①男女共同参画の認識を深めるため、広報紙やホームページへの掲載、講演会・セミナーの開催など多様な機会を通じ情報提供や啓発を行います。
- ②男女共同参画の基本となる関係法令や計画などの周知を図ります。

【施策の方向2】帯広大谷短期大学等と連携した男女共同参画に係る調査研究の充実
性別による固定的な役割分担意識や男女の人権など男女共同参画に関する町民の意識などについて、関係機関と連携し、男女共同参画社会形成のための実態把握と関係施策への反映に努めます。

* ジェンダー：「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／SEX）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。

* ポジティブ・アクション：様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。

* 家族経営協定：家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするため、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決め、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりを行うもの。

○主な取り組み

- ①帯広大谷短期大学等の関係機関と連携し、男女共同参画に関わる町民の意識などについて調査研究を行い、関係施策などへの反映に努めます。

【施策の方向3】メディアにおける男女共同参画の推進

高度情報化社会の進展により、メディアからもたらされる情報が社会に与える影響は大きくなっており、町が発信する情報については、性別による固定的役割分担意識の表現など男女平等の視点に十分配慮します。また、インターネット等における有害な情報から子どもたちを守るとともに、多くの情報を町民が主体的に判断することができるよう支援します。

○主な取り組み

- ①町の発行する広報紙や出版物において、男女共同参画の視点に立った表現を用いるよう十分配慮します。
- ②学校・家庭・地域が連携し、インターネット等における有害な情報から子どもたちを守るための取り組みを推進します。

【施策の方向4】国際的視野の育成

男女共同参画の国際的な取り組みを地域から進めていくため、海外の男女共同参画に関する情報の収集、提供に努め、広い視野と国際感覚豊かな人材を育成します。

○主な取り組み

- ①男女共同参画が国際的な取り組みであることを踏まえ、社会教育などにおいて国際理解を深める教育を推進します。
- ②十勝インターナショナル協会等を通じた各種事業による地域住民の国際性の涵養など、国際理解や国際協力の促進に努めます。
- ③男女共同参画に関する国際的な情報の収集や提供を行います。

《基本方向3》男性にとっての男女共同参画の推進

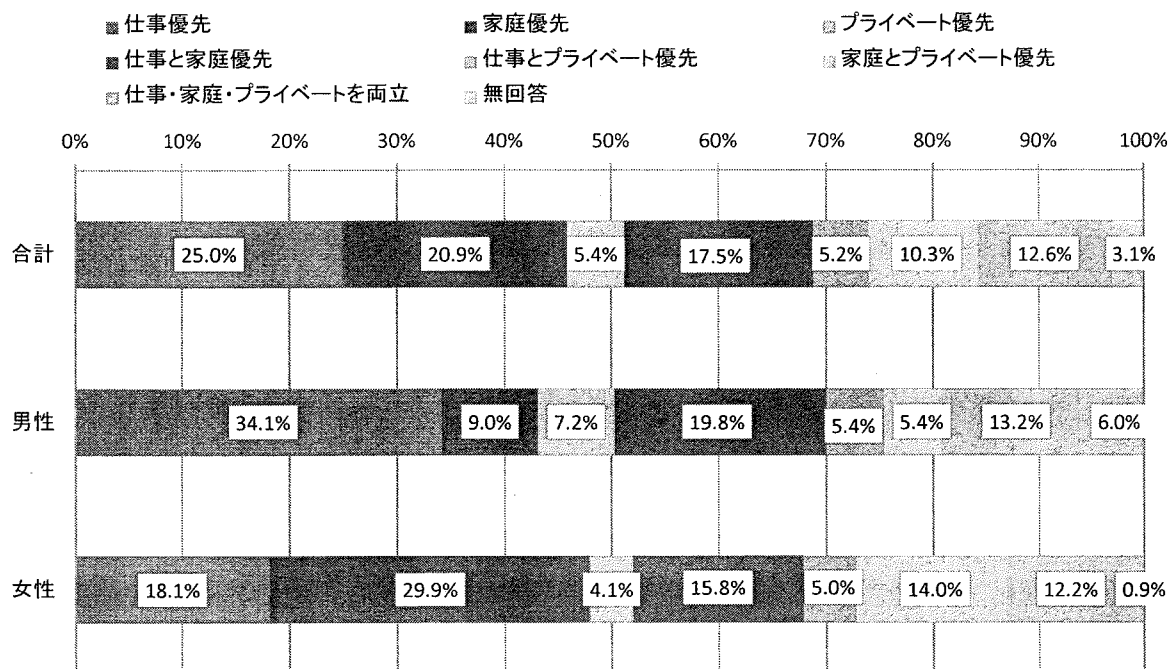
男女共同参画社会では、男女は社会の対等な構成員です。町民アンケートによると、生活の中での実際の優先度は、男性が「仕事優先」、女性が「家庭優先」と男女に差がありました〔図表2〕。

また、「男女共同参画をするために男性はどのようにすることが必要か」では、「家事や育児、介護などに参画することに対する抵抗感をなくすこと」と回答した男性は26.3パーセント、女性は39.8パーセントとなっており、男性にとっての男女共同参画についても推進する必要があります〔図表3〕。

アンケート結果からもわかるように、男性が家事・育児に積極的に参加するには、社

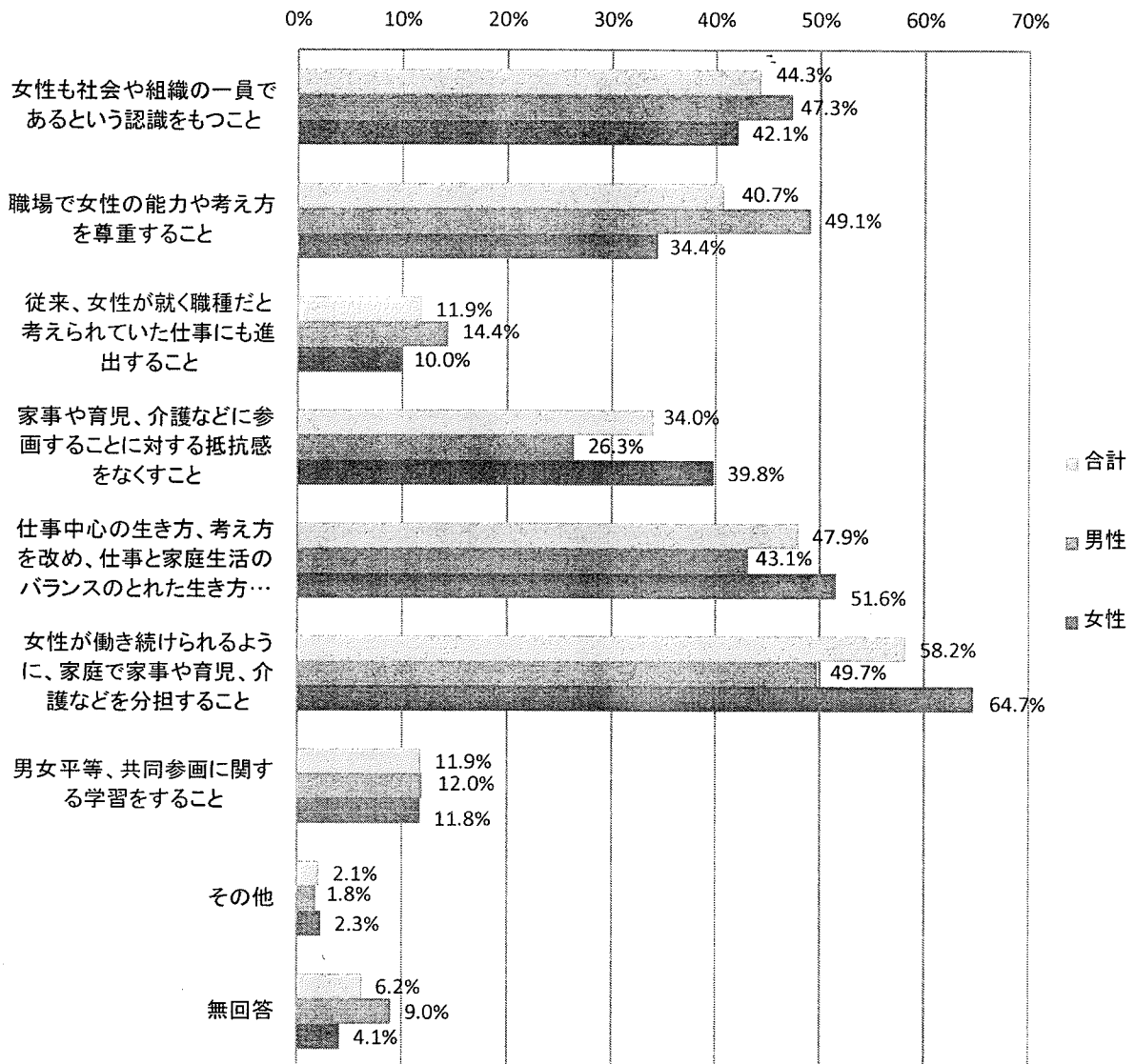
会機運の高まりや、上司や管理職など職場の理解が必要です。男性にとっての男女共同参画を進めるため、広報紙やパンフレットなどによる啓発活動の実施や、多様な学習講座等の機会を提供し、その意義の理解浸透を図ります。

図表2 生活の中での実際の優先度（男女比較）



資料：平成25年度音更町男女共同参画に関する町民アンケート結果より

図表3 男女共同参画を進めるために男性はどのようにすることが必要か



資料：平成25年度音更町男女共同参画に関する町民アンケート結果より

【施策の方向1】男性にとっての男女共同参画の意義の理解浸透

男性が仕事だけでなく家庭や地域でもいきいきと暮らしていくためには、従来の仕事中心の生活から仕事・家庭・地域のバランスの取れたライフスタイルに転換していくことが求められます。このため、性別による固定的役割分担意識から男性自身が脱却するための意識を啓発し、男性にとっての男女共同参画の意義の正しい理解浸透を図ります。

○主な取り組み

- ①男性の性別による固定的役割分担意識の解消を図るため、啓発活動や学習機会の提供を行います。
- ②男性が子育てに積極的に参加するため、育児休業などの取得を促進するとともに、

男性の家事・子育て・介護など家庭生活への参画についての社会的気運の醸成を図るための啓発を行います。

- ③企業等において子育てに参画する男性に理解のある上司や管理職等の育成を図るための啓発を行います。

《基本方向4》女性の人権を尊重する認識の浸透

男女ともに、お互いの身体的特性を十分に理解し、互いの人権を尊重し合い、思いやりの心をもって接することのできる社会の形成を目指すため、児童生徒の発達段階に応じた適切な性教育の実施や、家庭や地域において、*性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）が配慮されるよう啓発を行います。また、特に女性は妊娠・出産という女性特有の健康上の問題に直面するため、家庭や地域、職場においても男女ともに意識を高める必要があることから、生活習慣が身体に及ぼす影響や性感染症への正しい理解といった母性保護のための意識啓発を進めます。

【施策の方向1】性の尊重についての認識の浸透

男女は平等であり、お互いの性を尊重し、生命の尊厳や性に関する正しい知識を身につけ、自覚と責任をもった行動がとれるよう啓発活動の充実を図ります。また、女性の性と生殖に関することなど、自らの健康についての正しい情報提供に努めます。

○主な取り組み

- ①男女相互の性を尊重するための啓発活動や学習機会の提供を行います。
- ②児童生徒が発達段階に応じ、性に関する正しい知識を身につけ、生命の大切さを理解し、自覚と責任をもった行動がとれるよう、学校における適切な性教育を推進します。
- ③学校において適切な性教育を進めるため、教職員の性教育研修の充実にも努めます。
- ④家庭や地域において、性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）が配慮されるよう啓発を行います。

【施策の方向2】母性保護の重要性の認識の浸透

母性は、次世代の生命を育む社会的に何より重要なものであることを正しく理解し、尊重されるよう母性保護に対する意識の啓発に努めます。

* 性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）：1994年に開催された国際人口・開発会議において提唱され、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。

○主な取り組み

- ①家庭や地域において、妊娠・出産という母性の重要性への認識を深めるため、家庭教育や健康教育等の学習機会を提供します。
- ②労働基準法や男女雇用機会均等法における働く女性の母性保護・母性健康管理の啓発を行います。
- ③薬物乱用や喫煙、飲酒についてその健康被害に対する正しい情報を提供するとともに、HIV／エイズや性感染症について正しい知識の普及を図るための啓発を行います。

基本目標 2 男女がともにあらゆる分野に参画できるまちづくり

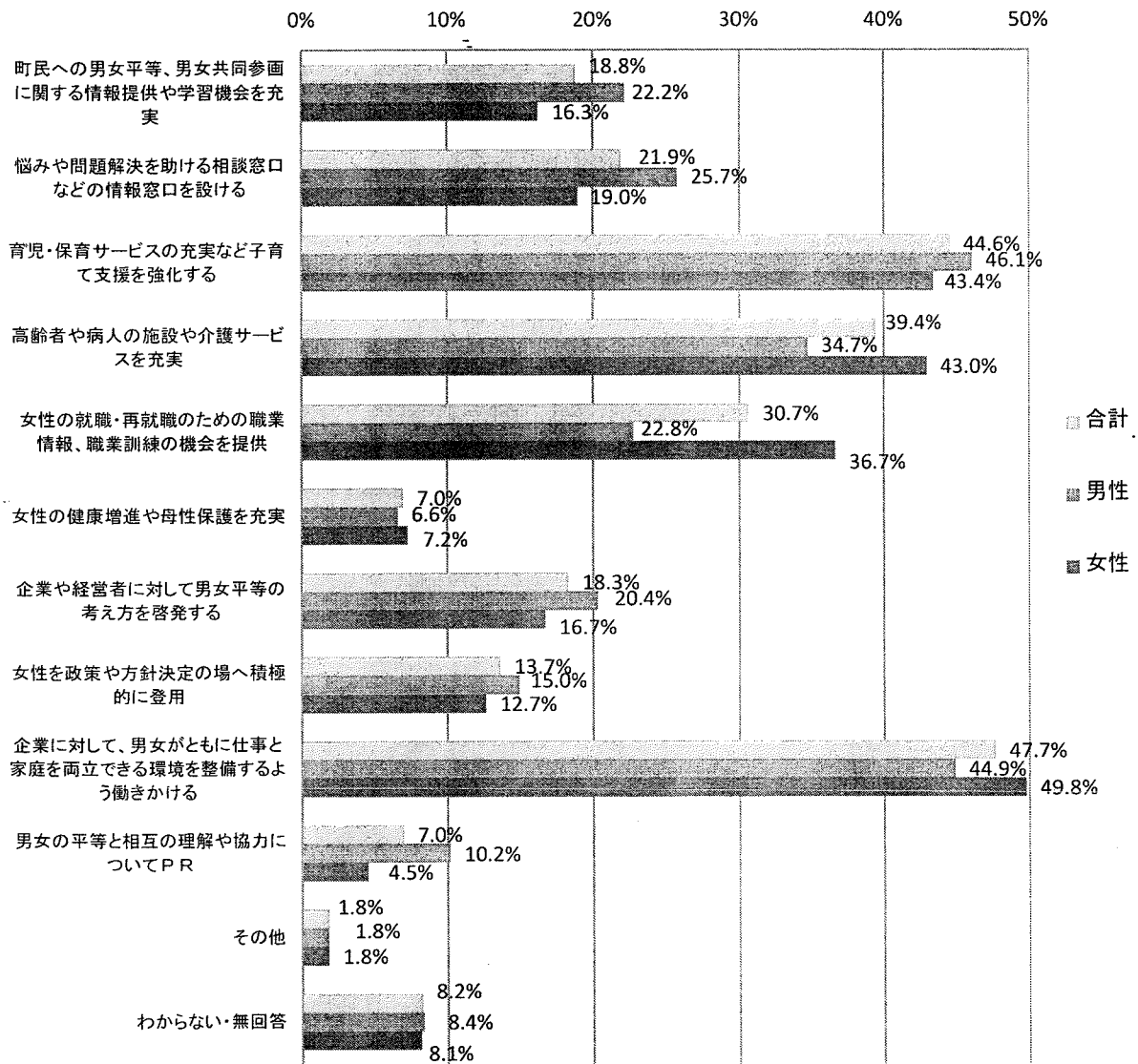
【まちづくり】

《基本方向 1》政策・方針決定過程への女性の参画促進

町民アンケートによると、「男女共同参画を進めるために何が最も重要か」、「男女共同参画を進めるために町にどのようなことを望むか」に対して、「女性を政策や方針決定の場へ積極的に登用」することと回答したのは、いずれも女性より男性の方が多くことがわかります。特に図表5については男女に差があります〔図表4・5〕。

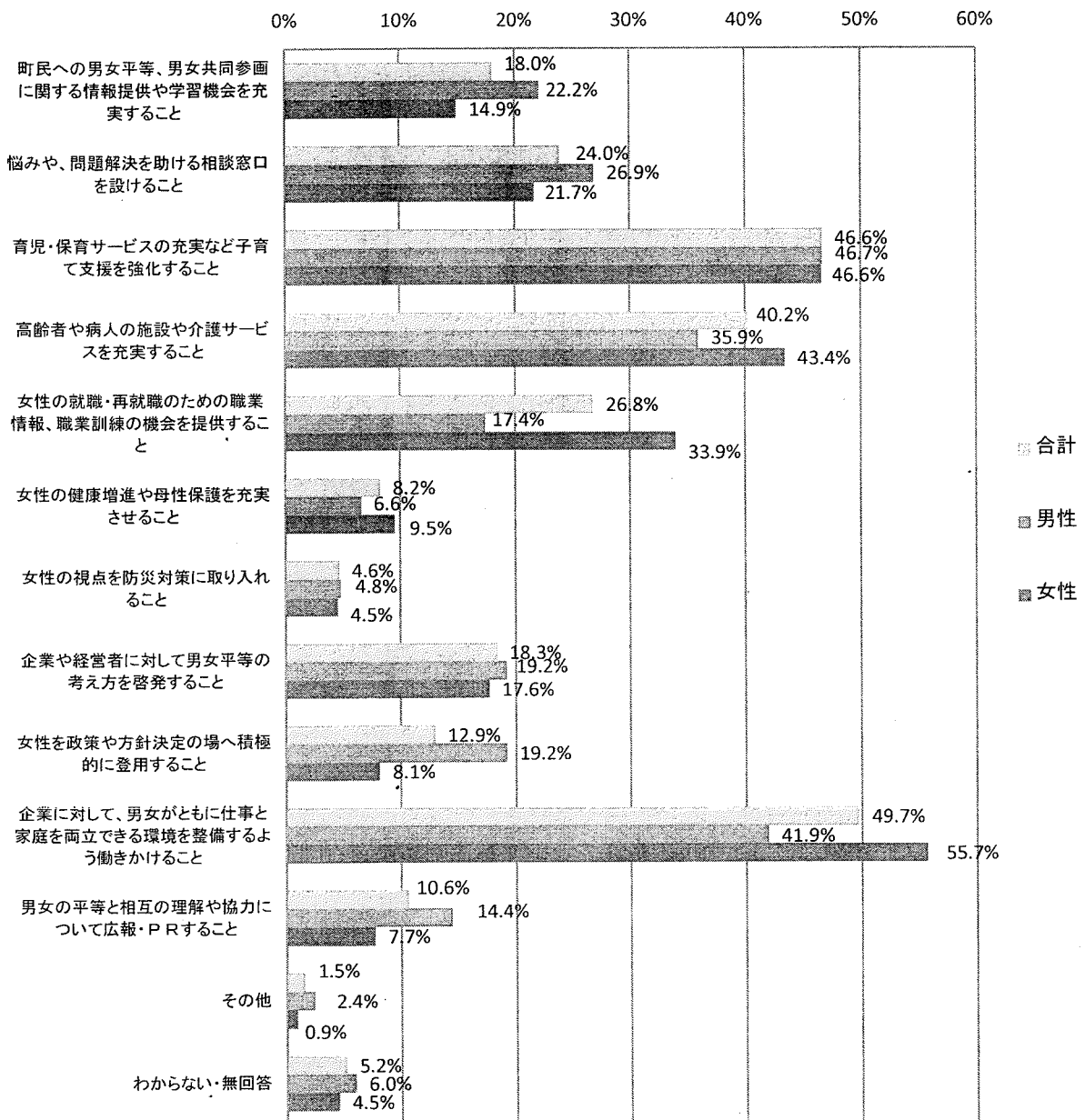
音更町の人口は平成26年10月末時点で、男性が21,547人、女性が23,885人の合計45,432人であり、女性の人口は半数を超えています。審議会等へ積極的に女性を登用することを促進し、女性の意見を町政に適切に反映させる体制を整えることが重要であることから、地域で中心的役割を担っている女性の人材情報の収集や、各種セミナーの実施などにより女性の人材育成を行います。また、事業者や関係団体等に対しても女性が方針決定の場に参画できるよう理解促進に努めます。

図表4 男女共同参画を進めるために何が最も必要か



資料：平成25年度音更町男女共同参画に関する町民アンケート結果より

図表5 男女共同参画を進めるために町にどのようなことを望むか



資料：平成25年度音更町男女共同参画に関する町民アンケート結果より

【施策の方向1】 審議会等への女性の参画の促進

男女の多様な意見を反映することのできるまちづくりを進めるため、町が設置する審議会等への女性の参画拡大を進めるとともに、学習機会の提供などを通じて人材育成を図ります。

○主な取り組み

- ① 審議会委員等へ積極的に女性を登用するよう促します。
- ② 地域で中心的役割を担っている女性に関する人材情報を収集し、審議会等における女性登用のための情報提供を行います。

③行政施策に対する女性の関心を高めるため、各種セミナーの実施などにより女性の人材育成を行います。

【施策の方向-2】方針決定過程における女性の参画の促進

女性の視点や意見を方針決定の場に反映することは、多様な価値観に立った組織運営や社会全体の活性化につながることから、積極的に女性の採用や職域の拡大が図られるよう関係者への働きかけに努めます。

○主な取り組み

- ①企業経営における方針決定の場に女性が参画できるよう理解の促進に努めます。
- ②町女性職員の管理職への登用に努めます。

《基本方向2》まちづくりにおける男女共同参画の促進

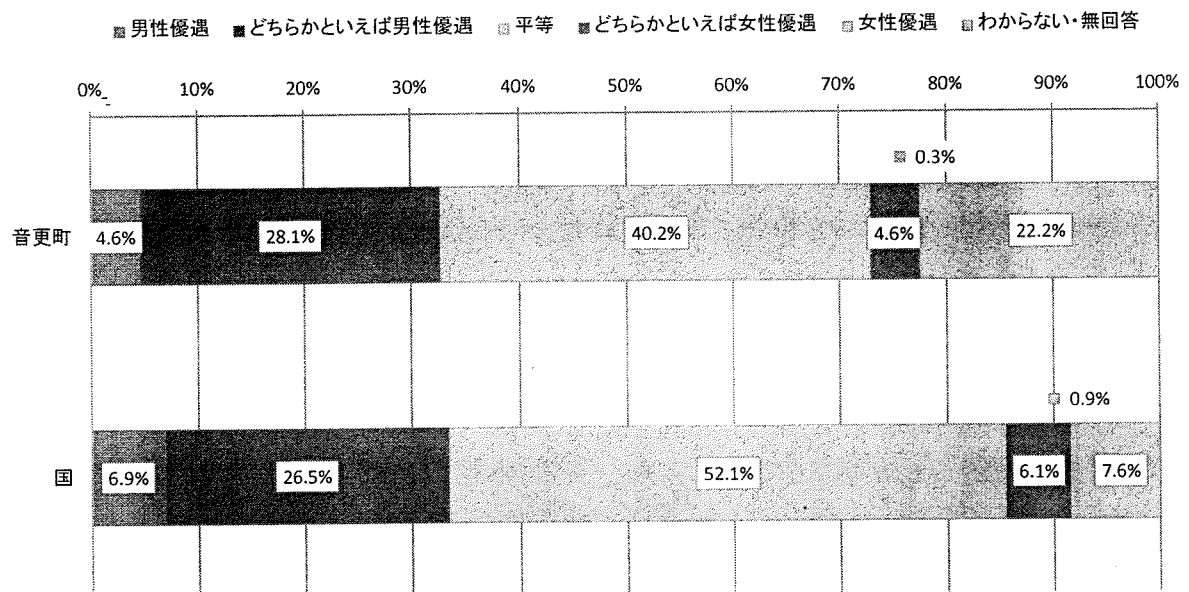
「音更町まちづくり基本条例」では、男女共同参画がまちづくり推進の基本となることを定めています。

町民アンケートでは、地域活動（町内会活動など）で男女の地位が「平等」と感じている人は、国の52.1パーセントに対して本町は40.2パーセントと低くなっています〔図表6〕。

男女がともにあらゆる分野に参画できるまちづくりの実現のためには、地域の特性を理解した女性の地域リーダーの養成が必要です。さらに、あらゆる年代の男女が、互いに協力し、地域社会と連携することができるよう、地域福祉などのボランティア活動を行う団体等の支援や人材育成を進めます。また、コミュニティ活動においては、男女が参加しやすい日程や内容で開催することなどの取り組みを実施します。

観光分野においても男女双方の多様な意見を取り入れる機会を確保することに努め、観光ホスピタリティの充実につながる取り組みを推進します。

図表6 男女の地位は平等になっているか 地域活動（町内会活動など）で



資料：平成25年度音更町男女共同参画に関する町民アンケート結果より

【施策の方向1】地域リーダーの養成

地域活動で中心的な役割を果たしている女性が、性別に関わらずリーダーシップを発揮できるまちづくりを進めるために、各種団体・グループ等を支援し、女性の地域リーダーの育成に努めます。

○主な取り組み

- ①地域や各種団体などで活躍する女性の人材を発掘するとともに、女性がリーダーとして活躍することができるよう、研修などあらゆる機会を通じてその育成に努めます。

【施策の方向2】ボランティア活動の促進

地域における様々なボランティア活動に男女が等しく参加できるよう情報の収集・提供に努め、活動しやすいまちづくりを進めます。

○主な取り組み

- ①ボランティア活動を行う団体やNPOの活動情報の提供に努めるとともに各団体の活動を支援します。
- ②ボランティア活動への参画を促すとともに活性化を図るため、人材の育成、情報の収集・提供、学習機会の提供を行います。
- ③ボランティア活動やNPO活動に関する相談や活動を促進します。

【施策の方向3】コミュニティ活動への参加促進

男女が協力し合い、ともにコミュニティ活動に参加できるよう促進するとともに、子育て世代などが参加しやすい環境の整備を図ります。

○主な取り組み

- ①コミュニティ活動に男女がともに参加できるよう、地域の理解の向上に努めます。
- ②男女がともに参加しやすい日程や内容で行事等を開催するよう努めます。
- ③女性がコミュニティ活動に幅広く参加できるよう、学習機会を提供し、参加を促進します。
- ④子育て世代が利用しやすい公共施設の整備に努めます。

【施策の方向4】魅力ある観光地づくり

音更町は、北海道遺産に指定されたモール温泉「十勝川温泉」をはじめ、多くの観光資源を有しています。観光による地域活性化を図るため、男女共同参画の視点を取り入れた誰もが満足して過ごすことのできる魅力ある観光地づくりに努めます。

○主な取り組み

- ①男女共同参画の視点に立った魅力ある観光地づくりを進めるため、男女双方の意見を取り入れる機会の確保に努めます。
- ②観光ホスピタリティにおいて男女共同参画の視点に基づくサービスの充実を促進します。

基本目標 3 男女がともにいきいきと働ける環境づくり

【働く環境づくり】

《基本方向 1》男女がともに働くための環境整備

町民アンケートでは、男女共同参画の推進に最も重要なこと、そして男女共同参画の推進のために町民が町に望むこととして、いずれも「企業に対して、男女がともに仕事と家庭を両立できる環境を整備するよう働きかけること」、「育児・保育支援の充実など子育て支援を強化すること」、「高齢者や病人の施設や介護サービスを充実すること」と回答した人が男女ともに多い結果となりました〔図表 4・5〕。

家族形態が多様化する中で、仕事と子育て、介護などの家庭生活との両立に関する意識を高め、企業等の職場、家庭において性別による固定的役割分担意識にとらわれないよう意識啓発を行うとともに、育児休業、介護休業等の制度の定着促進に向けた啓発活動を行います。

【施策の方向 1】ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透

仕事と家庭生活の両立についての意識を高めるため、働き方や性別による固定的役割分担意識を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図りながら暮らすことの大切さについての啓発を行います。

○主な取り組み

- ①仕事と育児、介護などの家庭生活との両立に関する意識を高めるとともに、制度の定着促進に向けた啓発を行います。
- ②役場において、育児休業、介護休業、育児短時間勤務など、仕事と家庭生活の両立支援制度の活用を促進します。
- ③関係機関と連携して、企業等における働き方の見直しや性別による固定的役割分担意識の見直しを進めるための啓発を行います。

【施策の方向 2】家庭生活への男女共同参画の促進

男女がともに仕事と家庭生活を分かちあうことができるよう、その基礎的条件である労働時間の短縮について意識啓発を行い、男性が家事・育児・介護などに参画しやすい環境づくりを推進します。

○主な取り組み

- ①家庭内において性別による固定的役割分担意識にとらわれない家庭のあり方についての啓発を行います。

《基本方向2》子育て支援・介護支援体制の充実

子育て支援の強化、介護サービス等の充実、男女共同参画社会の推進にとって非常に重要です。また、町民アンケートでは「育児施設が十分整備されていない」ことが「女性が働く上で妨げになる原因」と考えている人は55.7パーセントと半数以上に上ります〔図表7〕。

本町では、子育て支援体制の充実のため、多様な保育サービスの充実を図り、学童保育所など子どもが安心して過ごすことのできる場所や学習機会を提供します。また、子育てに対する不安や悩みへの相談窓口を設けるとともに、ひとり親家庭等に対する生活相談や経済的支援を実施し、様々な状況に対してきめ細やかな対応を行います。

高齢者や障がいを持った方々が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、様々な介護サービスを提供し、介護をする家族の負担の軽減や要介護者の生活向上を支援するとともに、相談体制の充実を図ります。また、介護予防教室の実施や、介護に対する理解を深め、地域全体で支援する体制づくりを進めます。

図表7 女性が働く上で妨げになる原因は何だと考えるか

順位	第1位	第2位	第3位
回答 (回答率)	育児施設が 十分整備されていない (55.7パーセント)	労働条件が 整っていない (49.0パーセント)	働く場が 限られている (42.3パーセント)

資料：平成25年度音更町男女共同参画に関する町民アンケート結果より

【施策の方向1】子育て支援体制の充実

保護者の多様な就業形態に対応した保育サービスを充実し、男女が子育てと仕事を両立できるよう支援体制の充実を図るとともに、ひとり親家庭等を支援するなど、誰もが子育てをしやすい環境づくりを推進します。

○主な取り組み

- ①子育てと仕事の両立を支援するとともに、延長保育や一時保育などの多様な保育サービスを提供するため、小学校就学前の子どもを対象とした子育て支援策を推進します。
- ②子育てと仕事の両立を支援するとともに、子どもの居場所や学習機会を提供するため、小学校就学児を対象とした放課後児童対策を推進します。
- ③子育て支援センターにおいて、子育てに関する不安や悩みに対する相談や各種支援を行います。
- ④子育てを社会全体で支援するため、ひとり親家庭等に対する生活相談や経済的支援などを行います。

【施策の方向2】子育てを支援する生活環境の整備

子育てを支援するため、子育てに適した住環境の整備や公共施設の整備に努めます。

○主な取り組み

- ①保育園や学童保育所などの計画的な施設整備を図ります。
- ②子育てを支援するため、子育て世帯に適した民間賃貸住宅への居住を支援する取り組みを行います。
- ③子育てに配慮した公共施設の整備に努めます。

【施策の方向3】介護支援体制の充実

高齢者や障がい者が安心して生活を送ることができるよう、介護施策の充実を図ります。また、女性だけに介護の負担が集中しないよう、地域全体で支え合う体制の充実を図ります。

○主な取り組み

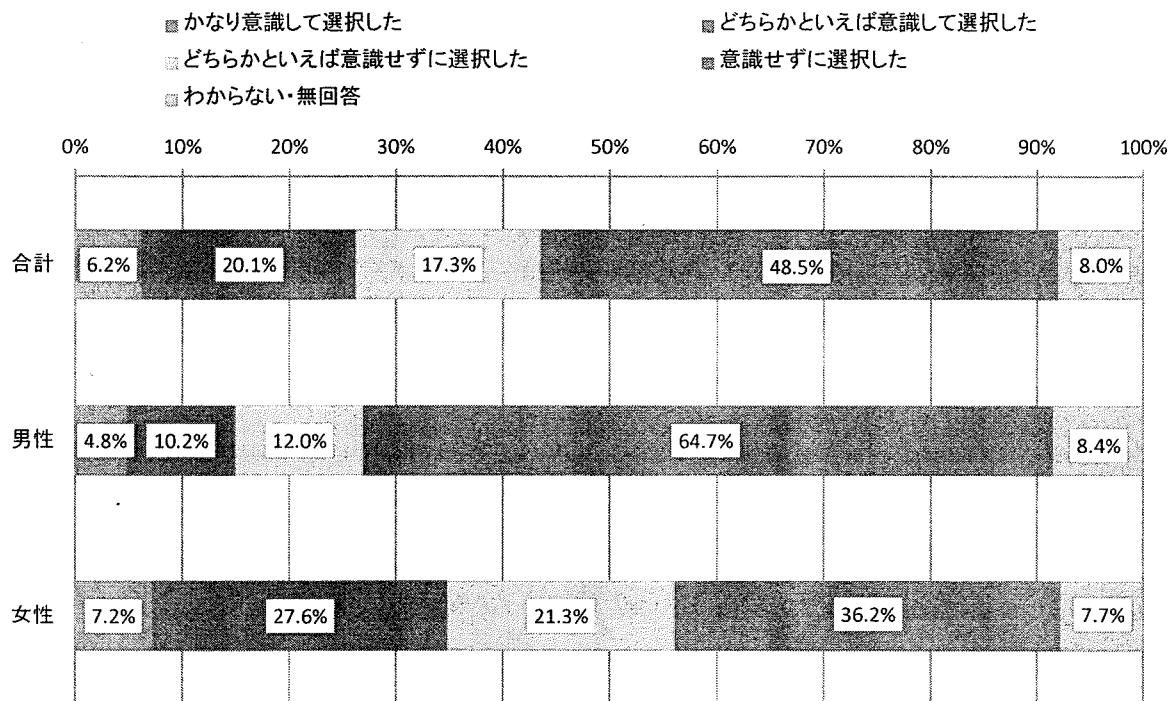
- ①高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、必要なサービスを提供します。
- ②介護をする家族の負担の軽減や、要介護者の生活の向上を図るため、各種支援事業の実施や相談体制を充実します。
- ③介護予防に関する知識の普及啓発のため、地域での介護予防教室の実施や健康づくり事業を行います。
- ④高齢者の介護や認知症高齢者への理解を深め、要介護者や介護を行う家族を地域で支援する体制づくりのための研修会などを開催します。

《基本方向3》就労における男女平等の促進

男女雇用機会均等法は1986年（昭和61年）に施行され、その後も大きな法改正を経て現在に至っており、本町においても町民アンケートでは「男女雇用機会均等法」という用語の認知度は高い結果となっています〔図表1〕。しかしながら、「進路や職業を選択する際に性別を意識したか」という問いについては、「意識せずに選択した」と回答した人は男性が64.7パーセントに対して女性は36.2パーセントであり、女性の大半が性別を意識して進路や職業を選択しており〔図表8〕、「現在の社会は女性が働きやすい状況にあるか」という問いでは、全体の傾向として女性の方が働きづらいと感じています〔図表9〕。

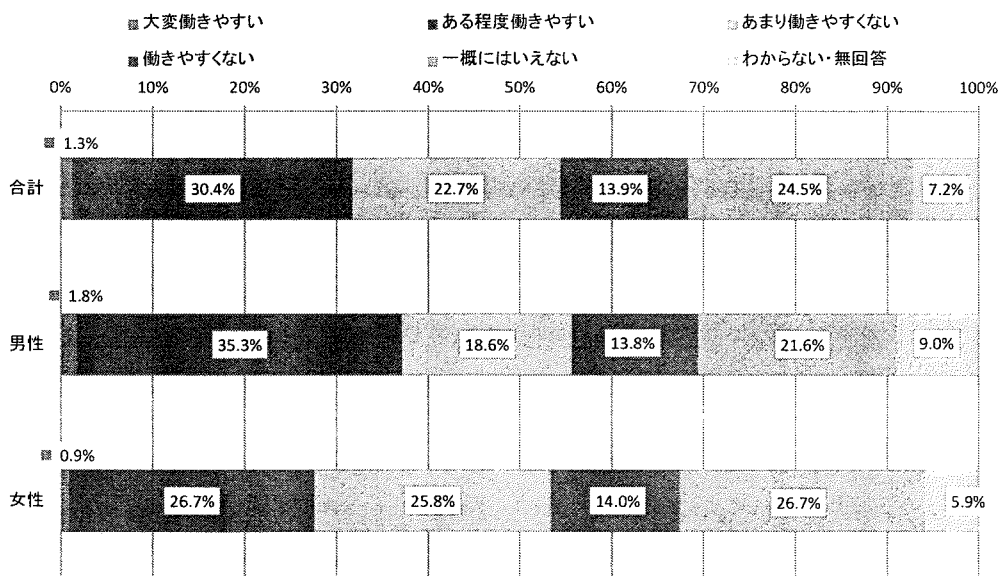
このため、関係機関と連携して、関連法令の普及啓発を図り、職場における性別による固定的役割分担意識の解消や、配置や昇進等について男女平等が徹底されるよう意識啓発を行い、男女が個人の意思に応じて能力を発揮できるよう、男女が共に各種支援制度を積極的に利用できる社会的機運の醸成に努めます。

図表8 進路や職業を選択する際に性別を意識したか



資料：平成25年度音更町男女共同参画に関する町民アンケート結果より

図表9 現在の社会は女性が働きやすい状況にあるか



資料：平成25年度音更町男女共同参画に関する町民アンケート結果より

【施策の方向1】男女の均等な雇用と待遇の確保

関係機関との連携により男女雇用機会均等法をはじめとする法律、制度などについての周知を図り、雇用条件・環境に関する啓発を行います。

○主な取り組み

- ①関係機関と連携して、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの法令・制度の普及啓発を図り、男女が共に支援制度を積極的に利用できる社会的気運の醸成に努めます。
- ②労働相談窓口を設け、問題解決のための情報を提供します。
- ③企業などの取り組み事例の情報収集や提供を行います。

【施策の方向2】職場における男女平等の促進

女性の職場進出が進む中、関係法の主旨が正しく理解され、性別による固定的な役割分担意識の是正と、男女が意欲を持って職業生活を継続できるよう、啓発活動の充実を図ります。

○主な取り組み

- ①就労の場における性別による固定的役割分担意識に基づく慣行や慣習を解消し、配置や昇進などについて男女平等が徹底されるよう啓発を行います。
- ②男女雇用機会均等法の規定に基づき、セクシュアル・ハラスメントの認識を高め、防止対策の周知を図ります。

《基本方向4》就業機会の促進

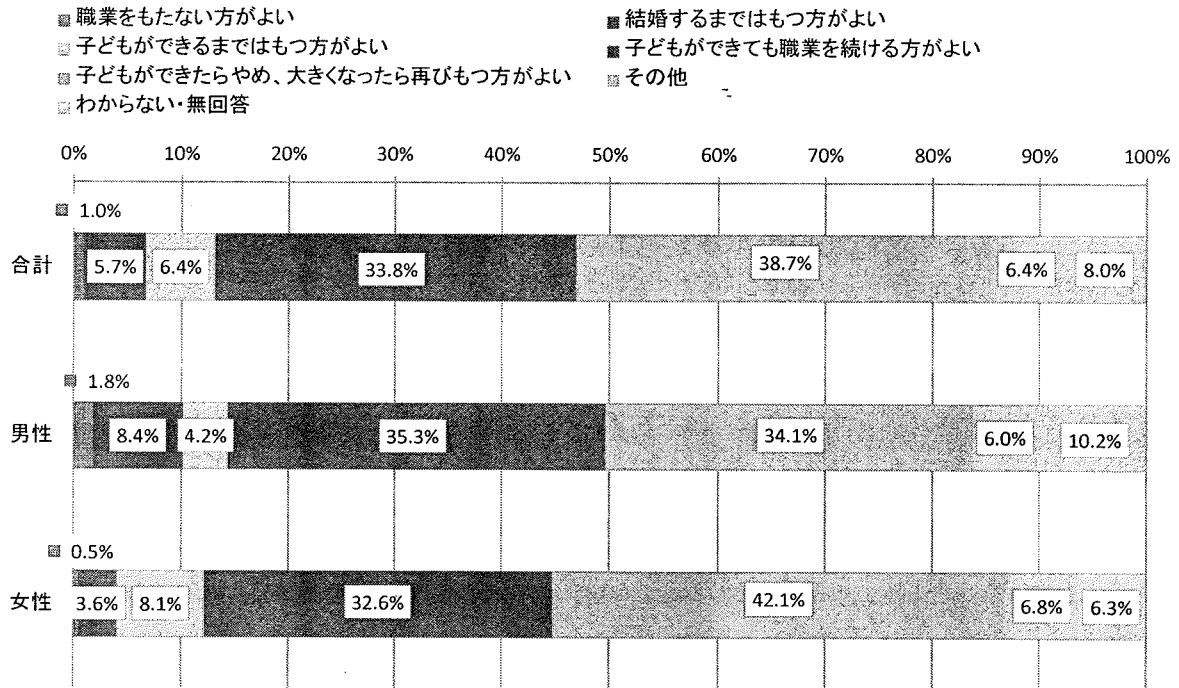
就業機会の促進のため、ハローワークなどの関係機関と連携し、就業支援制度や能力開発に関する講座等の情報提供を行うなど、就業支援体制の充実を図ります。

また、起業を目指す女性には、支援制度の情報提供や相談などの支援を行います。

町民アンケートでは、「女性が職業をもつことについてどう考えるか」という問いに、「子どもができたらずめ、大きくなったら再びもつ方がよい」と答えたのは男性が34.1パーセント、女性が42.1パーセントと、女性は子育てが落ち着けば再び就職したいという希望を持っています〔図表10〕。

女性の再就業の促進を図るため、関係機関との連携により、学習機会の提供による動機付けや情報提供、相談の充実を図るとともに、ひとり親家庭等の自立支援のための就労相談等の支援を行います。

図表10 女性が職業をもつことについてどのように考えるか（男女別比較）



資料：平成25年度音更町男女共同参画に関する町民アンケート結果より

【施策の方向1】就業支援体制の充実

多様な生き方を実現するため、関係機関と連携し、就業に関する情報や職業訓練に関する情報の収集や提供を行うなど、就業機会の拡大に努めます。

○主な取り組み

- ①ハローワークなどの関係機関と連携し、就業を支援する制度や能力開発のための講座等についての情報収集・提供に努めます。
- ②女性の職業意識の向上、能力開発のための講座や、職業訓練機会についての情報収集・提供に努めます。
- ③情報通信技術を活用した在宅就業など新たな就業形態について情報収集を行います。

【施策の方向2】女性の起業・再チャレンジ支援

女性の独立起業や結婚・出産で仕事を中途退職した女性の就業を支援するため、関係機関と連携し、起業や再就業に関する情報や職業訓練に関する情報の提供などの支援を図ります。

○主な取り組み

- ①起業を目指す女性に対して情報提供や相談などの支援を行います。
- ②女性の再就業の促進を図るため、関係機関と連携し、学習機会の提供による動機

付け、必要な情報の提供や相談の充実を図ります。

- ③ひとり親家庭等の自立を支援するため、ハローワーク等と連携し、就労に関する相談、情報提供などの支援を行います。

《基本方向5》経営活動等における男女共同参画の促進

本町の基幹産業である農業や、商工業など自営業における性別による固定的役割分担意識の解消のため、家族経営協定の締結促進などを支援し、女性の労働条件などの労働環境の向上に努めます。また、自営業に従事する女性グループ等の支援を通じて、あらゆる分野で男女がその能力を発揮できる男女共同参画社会の形成を目指します。さらに、農業を基軸とした*6次産業化に対する支援や、女性の視点を取り入れた商品開発等の活動を支援します。

【施策の方向1】自営業における女性の参画促進

自営業に従事する女性が、自らの人生を主体的に設計し、その貢献に見合う評価を受け、家庭・仕事・地域において自信と充実感を持って暮らし、対等なパートナーとして男女が共にあらゆる活動に参画できる環境づくりを推進します。

○主な取り組み

- ①農業や商工業など自営業の経営における女性の参画を推進します。
- ②農業や商工業など自営業に従事する女性の各種グループ、団体などの活動を支援します。
- ③農業や商工業など自営業に従事する女性の労働条件など労働環境の向上に努めます。

【施策の方向2】農業における6次産業化の促進

地元で生産された農畜産物などの加工・販売により高付加価値化を進め、地域経済の活性化を図るためには、消費者ニーズや食の安全に関心が高い女性の活躍が期待されます。このため、本町の基幹産業である農業を中心に、男女共同参画の視点を取り入れた6次産業化を促進します。

○主な取り組み

- ①農業者による農畜産物の加工・販売など地域資源の高付加価値化の取り組みを支援します。
- ②農業と他業種との連携による新たな商品開発や事業創出を支援します。
- ③女性グループの食品加工などの活動を支援します。

* 6次産業化：1次産業の農林水産業と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産物を始めとする多様な「資源」を活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出すること。

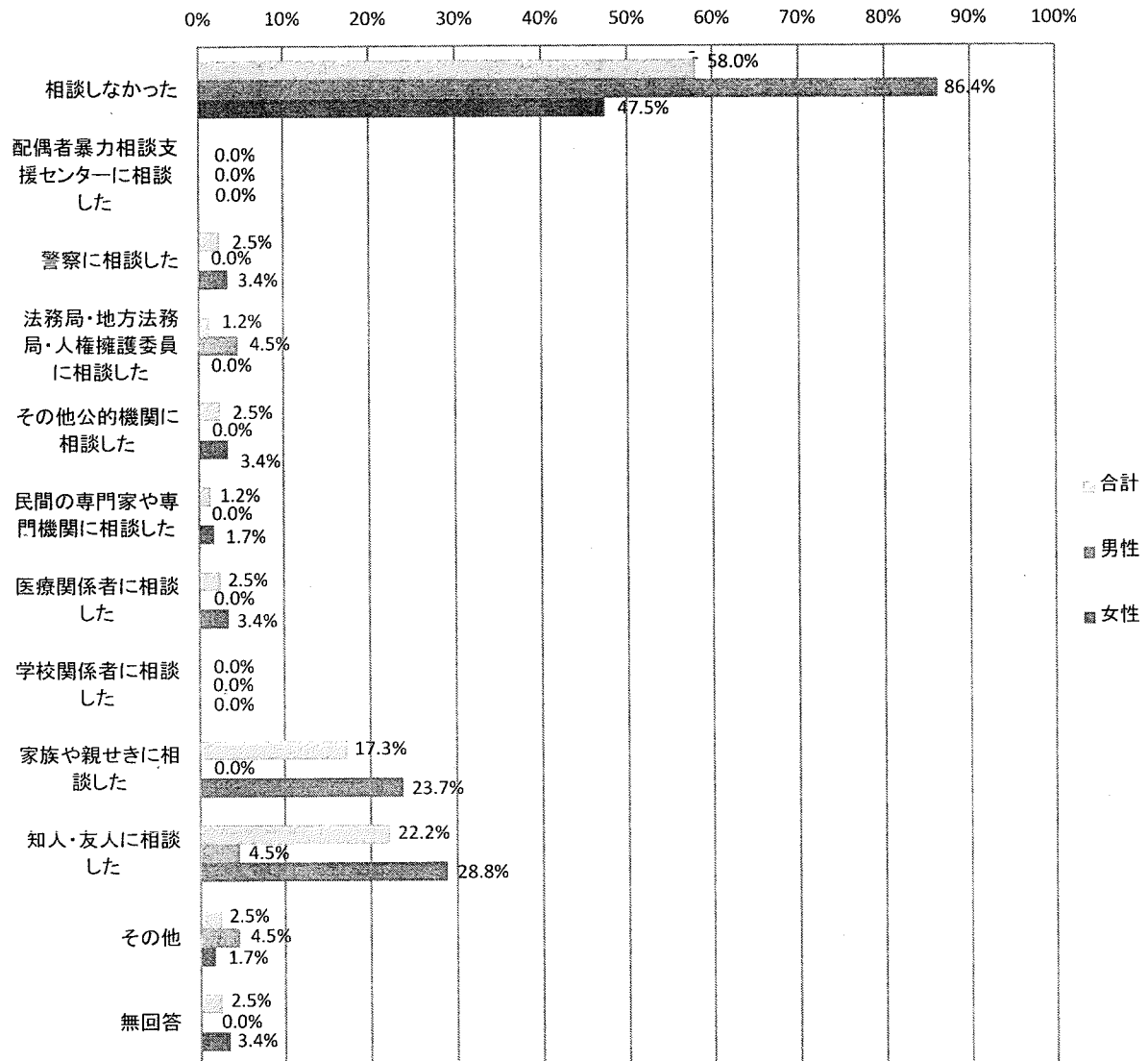
基本目標 4 男女がともに心豊かに安全に安心して暮らせる環境づくり
【生活環境づくり】

《基本方向 1》女性に対するあらゆる暴力や嫌がらせの根絶

女性に対する暴力が重大な人権侵害であり、犯罪であるという社会的認識の徹底を図るため、あらゆる機会を活用して、その予防と根絶に向けた意識を高めることが必要です。町民アンケートでは、ドメスティック・バイオレンスを受けた被害者が誰にも相談せず、問題が顕在化していない場合があることが想定されます〔図表 1 1〕。相談しなかった理由としては、「相談するほどのことではないと思った」が最も多く、周りに迷惑をかけまいとする意識が強く働いていることがわかります〔図表 1 2〕。

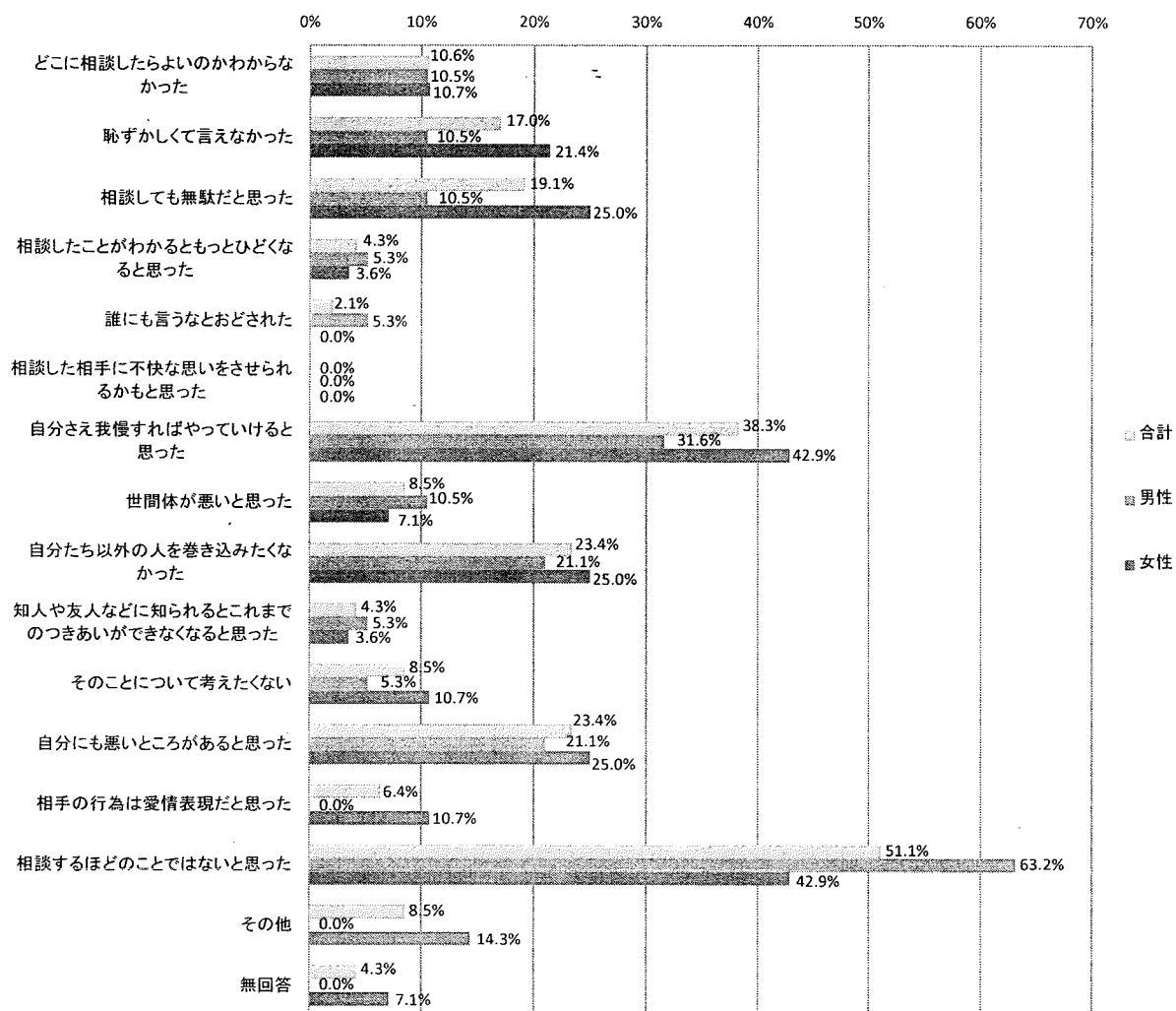
ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、セクシャル・ハラスメントといった行為の被害者の多くは女性であり、性別による固定的役割分担意識や、性の尊重を阻害する要因の解消のための意識啓発を行い、関係法令の趣旨や内容についての周知徹底を図り、その防止に努めます。またドメスティック・バイオレンス防止の取り組みとして最も要望の多かった相談窓口の充実を図り、関連機関とも連携しながら、被害者の保護や支援を行います。

図表 11 DVをされたことをどこかで相談したか



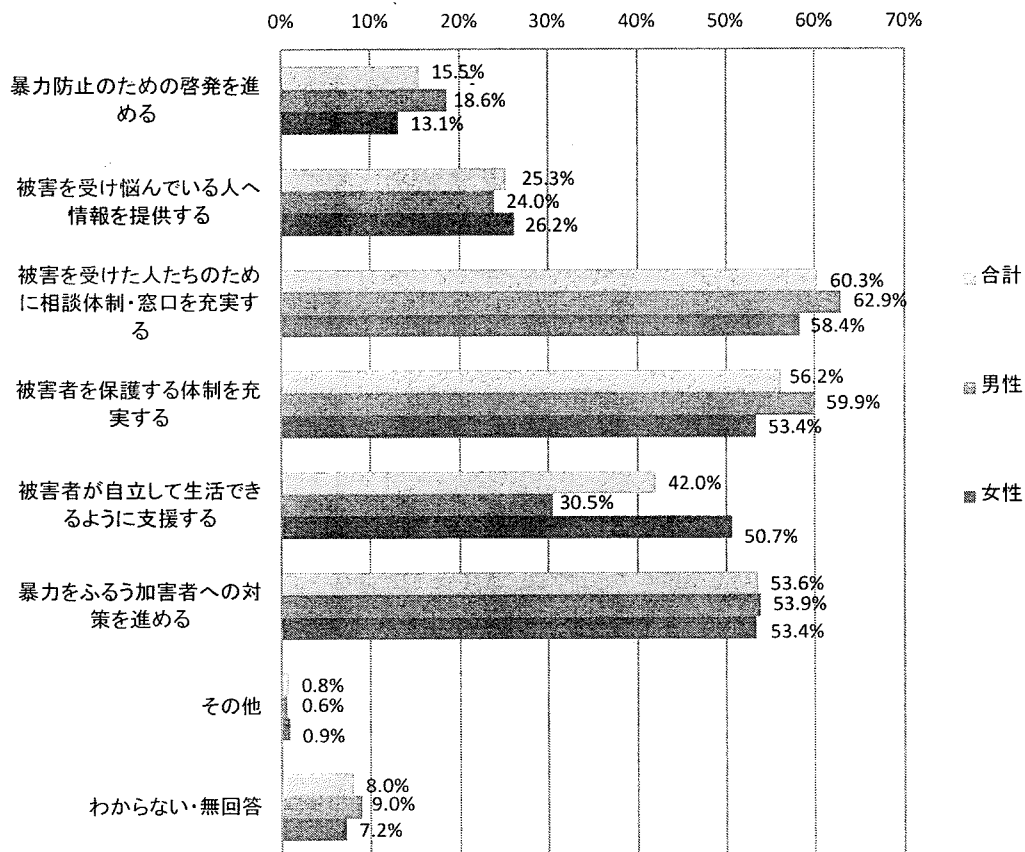
資料：平成25年度音更町男女共同参画に関する町民アンケート結果より

図表12 相談しなかった理由は何か



資料：平成25年度音更町男女共同参画に関する町民アンケート結果より

図表13 DV防止の取り組みとして必要なこと



資料：平成25年度音更町男女共同参画に関する町民アンケート結果より

【施策の方向1】女性への暴力根絶についての認識の浸透

女性への暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではないとの認識を広く周知し、防止と根絶に向けた意識啓発を行います。

○主な取り組み

- ①女性に対する暴力が重大な人権侵害であり、犯罪であるという社会的認識の徹底を図るため、あらゆる機会を活用して、その予防と根絶に向けた意識啓発を行います。

【施策の方向2】ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、セクシャル・ハラスメント等の防止

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、セクシャル・ハラスメント等の女性への暴力や嫌がらせは、人間としての尊厳を侵害するものであり、男女共同参画社会の実現を阻害する要因であることから、その防止についての意識啓発を行います。

○主な取り組み

- ①ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、セクシャル・ハラスメント等の防止を図るため、関係法令の趣旨や内容についての周知を図ります。
- ②女性に対する暴力や嫌がらせなどの性の尊重を阻害する要因を取り除き、社会的認識の徹底を図るための意識啓発を行います。

【施策の方向3】 被害者への相談・支援体制の充実

被害者の人権に配慮した相談体制の充実を図るとともに、自立に向けて適切な支援ができるよう、関係機関等との連携を強化します。

○主な取り組み

- ①被害者の人権に配慮した相談の対応や支援体制を整備するため、関係各課によるネットワークを整備するとともに、関係機関と連携を図りながら効果的な対応に努めます。
- ②被害者の安全確保と秘密の保持に十分配慮し、被害者の立場に立った相談体制の強化に努めます。
- ③配偶者や交際相手等からの暴力による被害女性の保護や、自立支援を行う民間シェルターを運営する団体などと連携しながら被害者の支援を行います。

《基本方向2》健康づくり・食育の推進

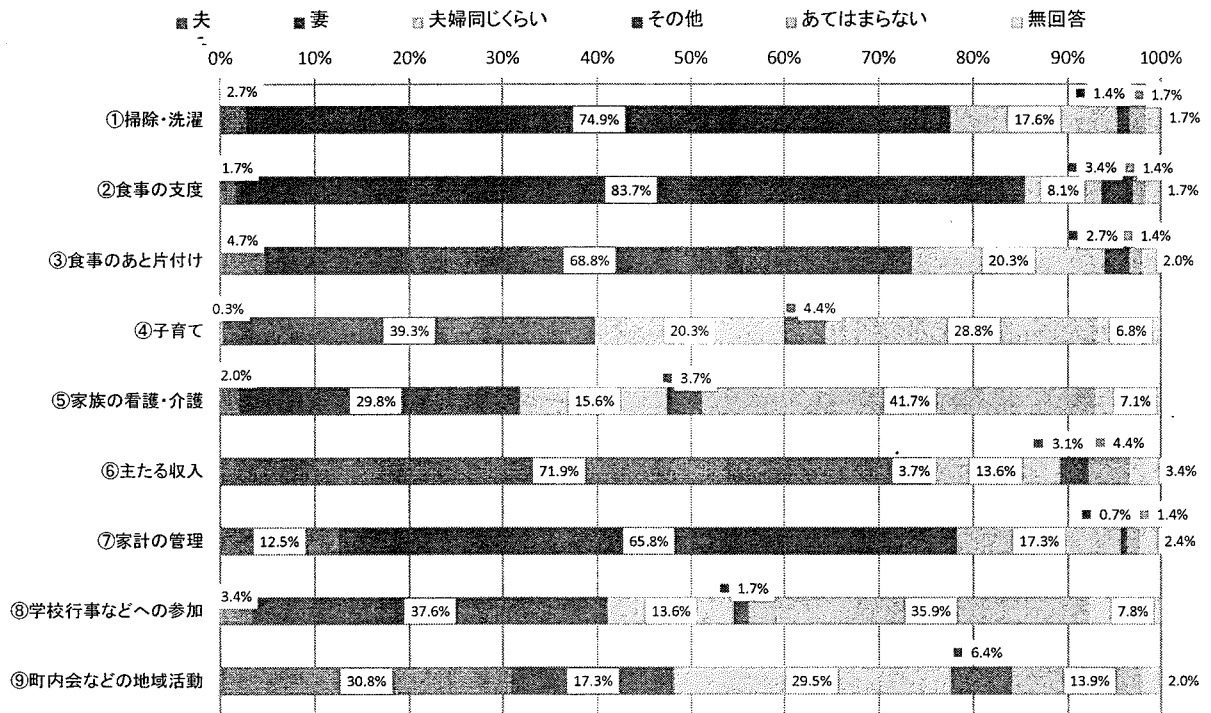
男女の生涯を通じた健康保持に関し、情報提供や学習機会の充実を図るとともに、母子・父子のための相談窓口や、各成長段階に応じた検診等の実施、保健師や栄養士による健康教室等の開催など、母子・父子保健の充実を進めます。

また、町民アンケートでは、「食事の支度」(83.7パーセント)「食事のあと片付け」(68.8パーセント)を主に妻が担当しているという結果が得られました。[図表14]

男女が生涯にわたって心身共に健康に過ごすためには、食育の推進も大切であることから、食を通じた健康づくりをはじめ、本町の地場産品を活かした食文化の創造や加工品の創出につながる地産地消を進めます。

図表14 あなたの家庭では、次の項目について主に誰が担当しているか

※現在、結婚（事実婚含む）をしている人が回答



資料：平成25年度音更町男女共同参画に関する町民アンケート結果より

【施策の方向1】食育の推進

命の根源である食に関する知識を習得し、食習慣が乱れがちな男性の食生活改善や、地産地消など食を通じた健康づくりや地域の活性化を図るため、食育を推進します。

○主な取り組み

- ①男性を対象とした料理教室や、家族で参加できるイベント・講座などの開催により、食を通じた健康づくりについて考える機会を提供します。
- ②地場産品を活かした食文化の創造や加工品の創出につなげるための地産地消を推進します。

【施策の方向2】母子・父子保健の充実

男女共同参画社会の実現には、男女がお互いの身体的特徴を理解し合い、対等な立場で相手を尊重することが重要です。

特に、女性は、妊娠や出産など、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することから、健康の重要性を認識し、自己の健康管理ができるよう啓発や情報を提供するとともに、性差に応じた各種予防検診の機会の充実に努めます。

また、母子・父子の健康保持のための健康教育、相談体制の充実に努めるとともに、必要に応じ個々の健康状態に合わせた支援体制の整備を図ります。

○主な取り組み

- ①妊娠・出産・育児に関する各種健診や予防接種などを行い、必要に応じて保健指導を行うなど母子保健事業を推進します。
- ②妊娠・出産・育児の不安や悩みについて気軽に相談ができるよう相談窓口を充実します。
- ③母子・父子の心身に関する悩みを解決するため、心の健康教育や相談などを充実します。
- ④保健師や栄養士による妊娠中や産後の母子の健康保持のための教室などを開催し、必要な知識の普及を図ります。

【施策の方向3】健康づくりの推進

生涯にわたり男女が自立し多様な生き方を実現するためには、町民一人ひとりの健康づくりが大切であることから、健康教育・健康相談・健康指導などの充実を図ります。

○主な取り組み

- ①健康づくりの重要性についての意識を高めるため、健康に関する情報提供や健康教育を推進します。
- ②健康の保持に関し、安心して相談できる体制の充実に努めます。
- ③各種検診や健康診査を実施するほか、必要に応じて保健指導を行い町民の健康増進に努めます。

《基本方向3》誰もが安心して暮らせる環境整備

あらゆる人が性別を問わず生きがいを持って安心して暮らすためには、高齢者や障がいのある人の多様な社会参画や自立支援の一層の充実を図ることが重要です。

学習機会の提供、知識や経験等を活用できる環境づくり、医療や福祉制度等との連携による相談支援体制の強化など、住み慣れた地域で安心して暮らせる取り組みを進めることが必要です。

また、防災分野においては、被災時の男女や要介護者等のニーズの違いに配慮する必要があることから、防災会議への女性の参画促進をはじめ、女性の視点を取り入れた避難所の運営体制の整備や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備、防災意識の普及・啓発を進めます。

【施策の方向1】高齢者や障がい者に対する社会参画・自立支援

高齢期の男女が地域社会の一員として、知識や経験を活かし、充実した生活を送ることができるよう支援するとともに、障がいのある人が地域において生き生きと自立して暮らせるよう支援します。

○主な取り組み

- ①高齢者の学習要求に応えるため、高齢者を対象とした学習機会を提供します。
- ②働く意欲をもつ高齢者が、ボランティアなど働くことを通じて社会に貢献する機会の確保に努めます。
- ③障がいのある人が生きがいを持って安心して暮らすために、男女のニーズに配慮した相談支援体制を強化し、障がいの特性に応じた障害福祉サービスを提供します。
- ④高齢者や障がいのある人がハンディを感じることなく生活できる居住環境を整備するため、*バリアフリーや*ユニバーサルデザインを取り入れた住宅の普及促進を図ります。

【施策の方向2】男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備

災害時の対応では、避難所の運営や生活物資の供給など、男女のニーズの違いを把握する必要があります。被災時の女性や高齢者などをめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備を図ります。

○主な取り組み

- ①防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に努めます。
- ②女性の視点や知識を活かした避難所の運営体制を整備します。
- ③男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備や、防災意識の普及・啓発を進めます。
- ④女性消防団員の活動の充実を図ります。

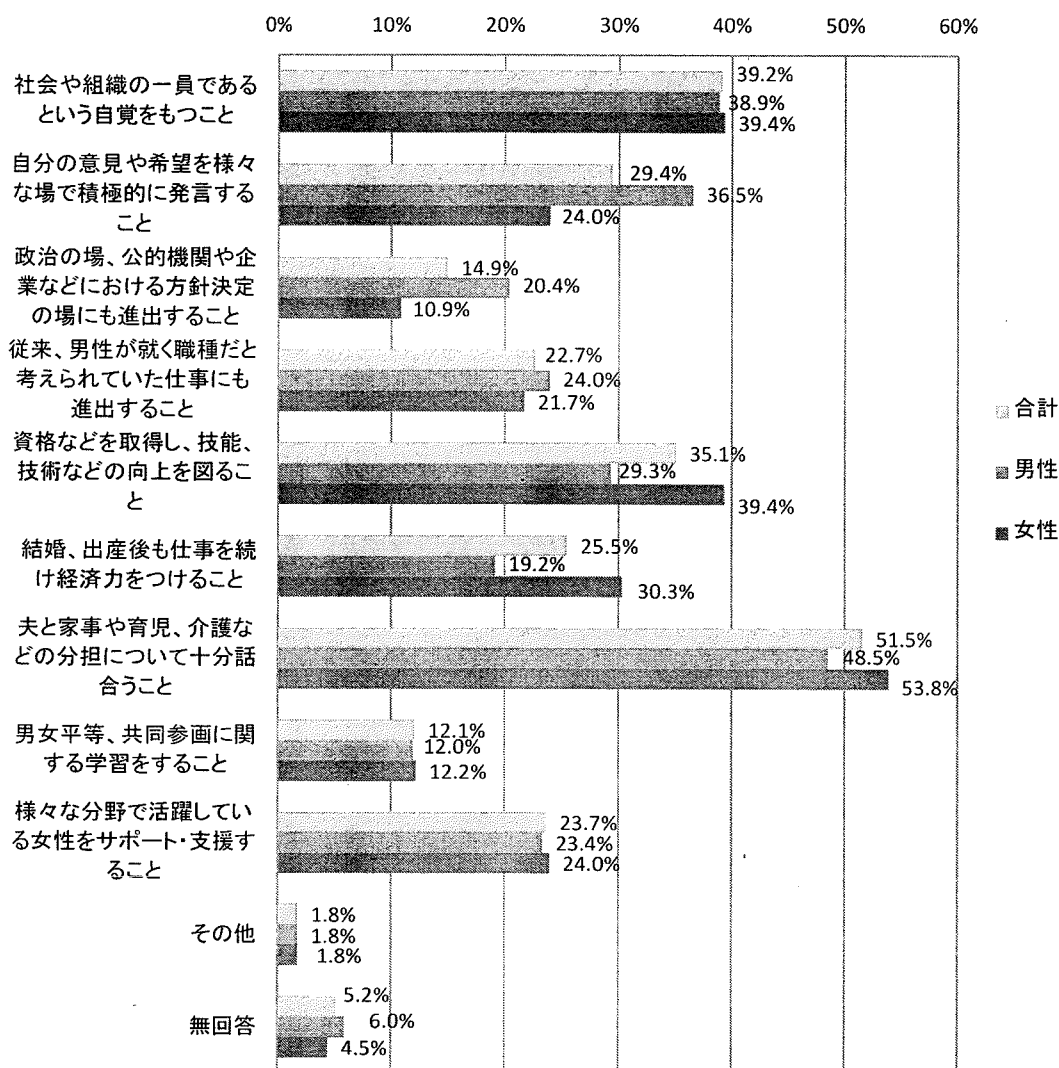
《基本方向4》生涯学習の推進

生涯を通じて性別にかかわらず個々の能力を発揮するためには、様々なライフステージにおける学習機会の提供が必要です。町民アンケートでは、「男女共同参画を進めるためには女性はどうにすることが必要か」について、「資格などを取得し、技能、技術などの向上を図ること」と回答した人は男性が29.3パーセント、女性が39.4パーセントであり、女性が男女共同参画社会の推進のために更なる学習機会の充実を望んでいることがわかります。[図表15] このため、町内にある帯広大谷短期大学等との連携により、男女が心豊かな生活を送ることができるよう多様な学習ニーズに対応した生涯学習の機会を提供します。

* バリアフリー：高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去するという考え方のこと。

* ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

図表15 男女共同参画を進めるために女性はどうにすることが必要か



資料：平成25年度音更町男女共同参画に関する町民アンケート結果より

【施策の方向1】様々なライフステージにおける学習機会や情報の提供

町民が生涯にわたって学習機会を選択して学ぶことができるよう、帯広大谷短期大学等と連携して学習機会の充実を図るとともに、多様な生き方を主体的に選択し、充実した人生を送るための学習環境の整備に努めます。

○主な取り組み

- ①生涯学習に関わる学習情報を広く周知し、学習機会を提供します。
- ②多様な学習ニーズに対応し、男女共同参画を推進する指導者の確保に努めます。

- ③ * 女性のエンパワーメントを育み、社会における女性の活躍を支援するため、学習機会を提供します。
- ④生涯学習の活動拠点の整備・充実を図ります。

* 女性のエンパワーメント：女性が社会・経済活動に参画するために必要な知識や能力を身につけ、政治的、経済的、社会的に力を持った存在になること。1995年に開催された第4回世界女性会議における主要議題となった。

第4章 プランの推進管理

1 推進体制

プランを推進し、目標を達成していくためには、町の関係部署の連携により全庁的な推進を図るとともに、町民の男女共同参画に対する理解を深め、関係機関と連携して施策を推進することが必要です。このため、町民、各種団体、事業者などと協力・連携してプランを推進する体制の整備を図ります。

(1) 庁内推進体制の充実

職員各自が男女共同参画の視点を持ち、それぞれの業務に当たることができるよう、各種研修や情報の提供を行い、庁内における男女共同参画意識の啓発を図るとともに、関係部署の横断的な連携を図り、各施策の全庁的な推進を図ります。

(2) 国、北海道、他自治体などとの連携

国や北海道と連携、協力し、効果的に施策を進めるとともに、他自治体や男女共同参画に関して自主的な取り組みを行っている団体などとの連携を図ります。

(3) 町民等による推進体制の整備

プランの推進に当たっては、町民をはじめ町内会などの各種団体や事業者などの理解と協力が必要なため、男女共同参画についての意識啓発や学習機会の提供を行い、理解の促進を図りながら、町と連携した推進体制の整備に努めます。

2 進捗管理

(1) 住民意識調査の実施

プランの推進に伴い、町民の男女共同参画に関する意識がどのように変化したかを把握し、比較・検証するため、定期的に住民意識調査を実施します。

(2) プランの進捗管理

プランに基づく施策の進捗管理については、毎年度実施する行政評価と合わせて進捗状況を把握し検証します。